

# 沿岸漁業改善資金の手引き

## 問合せ先

○地元漁業協同組合

○香川県水産課 漁協強化・担い手グループ（貸付） ☎(087)832-3475

漁業振興・流通グループ（申込） ☎(087)832-3471

香川県水産課 令和5年4月



## Q 1 誰でも借りることができますか？

対象者は、沿岸漁業を営む個人、漁業協同組合など沿岸漁業に従事する方です。これから沿岸漁業を始める方も対象となります。

※この制度において、「沿岸漁業」とは、次の漁業をいいます。

- 20トン未満の漁船を使用して行う水産動植物の採捕の事業
- 漁船を使用しないで行う水産動植物の採捕の事業
- 漁具を定置して行う水産動植物の採捕の事業（上記に該当するものを除く）
- 水産動植物の養殖の事業

## Q 2 どんな場合に借りることができますか？

例えば、次のような場合に借りることができます。

- 沿岸漁業の経営改善を目的として、新しい漁具や漁ろう機器などを購入する場合
- 養殖業では、新しい養殖技術の導入等に必要な養殖施設の設置や種苗、餌料等を購入する場合
- 生活改善のために、住居の改善やし尿浄化装置などを購入する場合
- 青年漁業者が漁業の開始に必要な漁船、漁具などを購入する場合

**漁業者に対する貸付けは、貸付内容ごとに、原則 1 回限り**ですが、省エネ機器を導入する場合や大気汚染物質（窒素酸化物（NOx）等）の放出の低減を図る機器（推進機関、補機関）を導入する場合には、貸付回数に制限はありません。

## Q 3 いくら借りることができますか？

- 利用限度額： 一漁業者あたり 5,000 万円です。貸付内容により限度額が異なります。
- 貸付利率： すべて無利子です。
- 融資率： 事業費の 90%以内

## Q 4 担保や連帯保証人は必要ですか？

資金を借りる際には、担保又は連帯保証人が必要です。

<連帯保証人の一般的な基準>

貸付金額が 20 万円未満の場合	1 人以上
貸付金額が 20 万円以上 400 万円以下の場合	2 人以上
貸付金額が 400 万円を超える場合	3 人以上

## Q 5 どこで借りることができますか？

貸付者は香川県ですが、所属している漁協へご相談下さい。

## Q 6 どのような手続きが必要ですか？

手続きの詳細については、所属している漁協へご相談下さい。

## ◆申請書の提出期日及び決定通知予定日（令和5年度）

	利用希望締切日	認定申請書等の提出期日	決定通知予定日
第1回	令和5年 4月10日(月)	令和5年 5月19日(金)	令和5年 6月9日(金)
第2回	令和5年 6月9日(金)	令和5年 7月20日(木)	令和5年 8月10日(木)
第3回	令和5年 8月10日(木)	令和5年 9月20日(水)	令和5年 10月10日(火)
第4回	令和5年 10月10日(火)	令和5年 11月20日(月)	令和5年 12月8日(金)
第5回	令和5年 12月8日(金)	令和6年 1月19日(金)	令和6年 2月9日(金)

※「認定申請書等」とは、貸付資格認定申請書と貸付申請書のことを言います。詳しくは漁協にご相談ください。

## ◆貸付金の償還日

1月5日または7月5日のうち、希望する日

※約定償還日が、土日・祝日等に該当する場合は、それらの日の明ける第1日目の通常営業日を償還日とします。（事務取扱要領第8 1.（1）ア・イ）

## ◆貸付事務等の委託

香川県は、西日本信用漁業協同組合連合会（信漁連）に貸付・償還事務を委託しています。

# 1 経営等改善資金

## 貸付対象者

沿岸漁業（漁船使用にあつては、20トン未満）を営む個人、漁業生産組合、漁協、協業体、会社（常時使用する従業者の数が20人以下であるものに限る。）

資金の種類		貸付の内容		貸付限度額	償還期間 (据置期間)
1	操船作業省力化機器等設置資金	1	自動操だ装置	1台 100万円	7年以内 (1年以内)
		2	遠隔操縦装置	1台 50万円	
		3	サイドスラスタ	1台 400万円	
		4	レーダー	1台 180万円	
		5	自動航跡記録装置	1台 120万円	
		6	G P S 受信機	1台 130万円	
				合計で 500万円	
2	漁ろう作業省力化機器等設置資金	1	動力式釣機	1件 500万円	7年以内 (1年以内)
		2	ラインホーラー等の揚縄機	1台 120万円	
		3	ネットホーラー等の揚網機	1台 120万円	
		4	巻取りウインチ	1台 500万円	
		5	放電式集魚灯	1セット 200万円	
		6	漁業用クレーン	1台 400万円	
		7	漁獲物等処理装置	1台 500万円	
		8	海水冷却装置	1台 180万円	
		9	海水殺菌装置	1台 300万円	
		10	漁業用ソナー	1台 500万円	
		11	カラー魚群探知機	1台 150万円	
		12	潮流計	1台 500万円	
				合計で 500万円	
3	補機関等駆動機器等設置資金	1	補機関（動力取出装置付き推進機関を含む。）	1台 400万円	7年以内 (1年以内)
		2	油圧装置	1台 500万円	
				合計で 500万円	
4	燃料油消費節減機器等設置資金	1	漁船用環境高度対応機関	1台 2,400万円	7年以内 (1年以内)
		2	定速装置	1台 120万円	
				合計で 2,500万円	
5	新養殖技術導入資金	1	養殖施設の設置	1件 400万円	4年以内 (2年以内)
		2	種苗の購入費又は生産費		
		3	餌料の購入費		

資金の種類		貸付の内容		貸付限度額	償還期間 (据置期間)
6	資源管理型漁業推進資金	1	資源管理措置を行うのに必要な改良漁具等	1件 1,200万円	10年以内 (3年以内)
		2	低利用・未利用資源の開発・利用を行うのに必要な漁具等		
		3	漁獲物の付加価値の向上を行うのに必要な活魚出荷のための施設等		
7	環境対応型養殖業推進資金	1	養殖漁場の環境の悪化防止を目的として投餌の内容・量・方法の改善を行うのに必要な造粒機等	1件 2,000万円  (認定漁場改善計画に基づく取組は、1,200万円)	10年以内 (3年以内)
		2	養殖魚の安全性の確保を目的として漁網防汚剤を使用しないで養殖を行うのに必要な金網いけす等		
		3	1又は2に関連して必要な餌料成分分析機等		
8	乗組員安全機器等設置資金	1	転落防止用手すり	1件 50万円	5年以内 (1年以内)
		2	安全カバー装置	1件 50万円	
		3	揚網機安全装置	1件 40万円	
		合計で150万円			
9	救命消防設備購入資金	1	救命胴衣	1件 10万円	2年以内
		2	消火器	1件 10万円	
		3	イーパブ	1件 60万円	5年以内
		4	レーダートランスポンダ	1件 65万円	
		5	小型漁船緊急連絡装置	1件 130万円	
		合計で130万円			
10	漁船転覆防止機器等設置資金	1	漁獲物の横移動防止装置	1件 30万円	5年以内 (1年以内)
		2	甲板下の魚倉	1件 100万円	
		合計で150万円			
11	漁船衝突防止機器等購入等資金	1	レーダー反射器	1件 40万円	5年以内
		2	無線電話	1件 40万円	
		合計で80万円			
12	漁具損壊防止機器等購入資金	漁具の標識(灯火付きブイ、レーダー反射器付きブイ)		個人 1人 70万円 団体・会社 一につき 130万円	5年以内
13	特認資金	のり抄(す)き水再利用機器(乾のり)		1件 450万円	5年以内 (1年以内)
14	特認資金	のり異物選別機(乾のり)		1件 450万円	
15	特認資金	高機能型のり異物除去機(のり原藻)		1件 500万円	

## 2 生活改善資金

### 貸付対象者

沿岸漁業の従事者（うち婦人・高齢者活動資金は沿岸漁業の従事者の組織する団体）

資金の種類	貸付の内容		貸付限度額	償還期間
1 生活合理化設備資金	1	し尿浄化装置・改良便槽	1件 30万円	3年以内
	2	自家用給排水施設（動力ポンプを除く）	1件 10万円	2年以内
	3	太陽熱利用温水装置	1件 10万円	2年以内
2 住居利用方式改善資金	1	居室（居間、寝室、子供室、老人室等）の家屋内部の改造	1件 150万円	7年以内
	2	炊事施設（炊事場、食事室等）の家屋内部の改造	1件 150万円	
	3	衛生施設（浴室、便所、洗面所等）の家屋内部の改造	1件 150万円	
	4	家事室等（家事室、更衣室、土間等）の家屋内部の改造	1件 150万円	
	合計で 150万円			
3 婦人・高齢者活動資金	婦人又は高齢者のグループが行う生産活動に要する漁船用機器、漁具、養殖施設、加工用機器、種苗、餌料、加工用原材料、資材等		1件 80万円	3年以内

## 3 青年漁業者等養成確保資金

### 貸付対象者

1は青年漁業者（概ね18歳以上40歳未満）、沿岸漁業労働従事者（概ね18歳以上50歳未満）等、2及び3は青年漁業者及びその団体

資金種類	貸付内容	貸付限度額	償還期間 (据置期間)
1 研修教育資金	国内研修 (旅費、教材費、授業料、視察費等)	1人 180万円 (月額15万円を限度とし、対象研修期間は最大1年)	5年以内 (1年以内)
	国外研修 (旅費、教材費、授業料、視察費等)	1人 100万円	
	合計で 180万円		
2 高度経営技術習得資金	近代的な沿岸漁業の経営方法又は技術の習得に必要な費用	1人又は1団体につき 150万円	5年以内
3 漁業経営開始資金	沿岸漁業を開始するのに必要な費用	1人又は1団体につき 2,000万円 (部門経営開始は、800万円) (漁業共同改善計画認定者は、5,000万円)	10年以内 (3年以内)